

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.8.20

## 三菱UFJ DC年金バランス(株式80)

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   |         | 属性区分   |          |                  |               |           |                   |
|---------|--------|-------------------|---------|--------|----------|------------------|---------------|-----------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産 | 決算<br>頻度 | 投資対象<br>地域       | 投資<br>形態      | 為替<br>ヘッジ | 対象インデックス          |
| 追加型     | 内外     | 資産複合              | インデックス型 | その他資産  | 年1回      | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | なし        | その他<br>(合成ベンチマーク) |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株式、債券))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「三菱UFJ DC年金バランス(株式80)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月19日に関東財務局長に提出しており、2026年8月20日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の  
合計純資産総額

65兆2,911億円  
(2026年5月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式および公社債の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

主として、日本を含む世界各国の株式および公社債に投資を行います。

- 実際の運用は各マザーファンドを通じて、基本投資割合に則り投資を行います。
  - 基本投資割合については、原則として年1回確認を行います。経済環境等の大きな変化に際して必要と判断される場合には、基本投資割合を見直すことがあります。
- ※経済環境等の大きな変化がなければ、原則として資産配分を変更することなく運用を行います。

### 基本投資割合

| 投資対象   | マザーファンド               | 投資割合 |
|--------|-----------------------|------|
| 国内株式   | TOPIXマザーファンド          | 25%  |
| 先進国株式  | 外国株式インデックス<br>マザーファンド | 55%  |
| 国内債券   | 日本債券インデックス<br>マザーファンド | 2%   |
| 先進国債券  | 外国債券インデックス<br>マザーファンド | 15%  |
| 短期金融資産 | (短期金融資産に直接投資します)      | 3%   |

特色

2

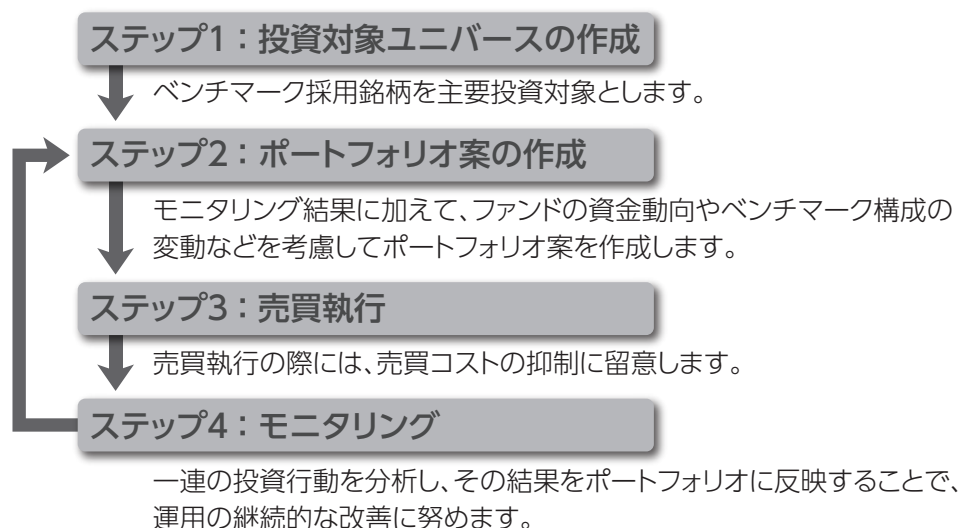
各投資対象資産の指数を組み合わせた合成ベンチマークに連動する成果をめざして運用を行います。

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 25%、MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) 55%、NOMURA-BPI総合2%、FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) 15%および短期金融資産 (有担保コール (翌日物)) 3%で組み合わせたものを合成ベンチマークとします。
- ❗ 合成ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式および公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ❗ 資金動向および取引コスト等を勘案し、日本を含む世界各国の株式および公社債に直接投資することがあります。
- 📖 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

各マザーファンドの運用目標は以下の通りです。

|                   | 主要投資対象 | 運用目標                                               |
|-------------------|--------|----------------------------------------------------|
| TOPIXマザーファンド      | 国内株式   | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。          |
| 外国株式インデックスマザーファンド | 先進国株式  | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。 |
| 日本債券インデックスマザーファンド | 国内債券   | NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。                 |
| 外国債券インデックスマザーファンド | 先進国債券  | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。  |

各マザーファンドの運用プロセスは以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))



**原則として、為替ヘッジを行いません。**

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。



## 年1回の決算時(5月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

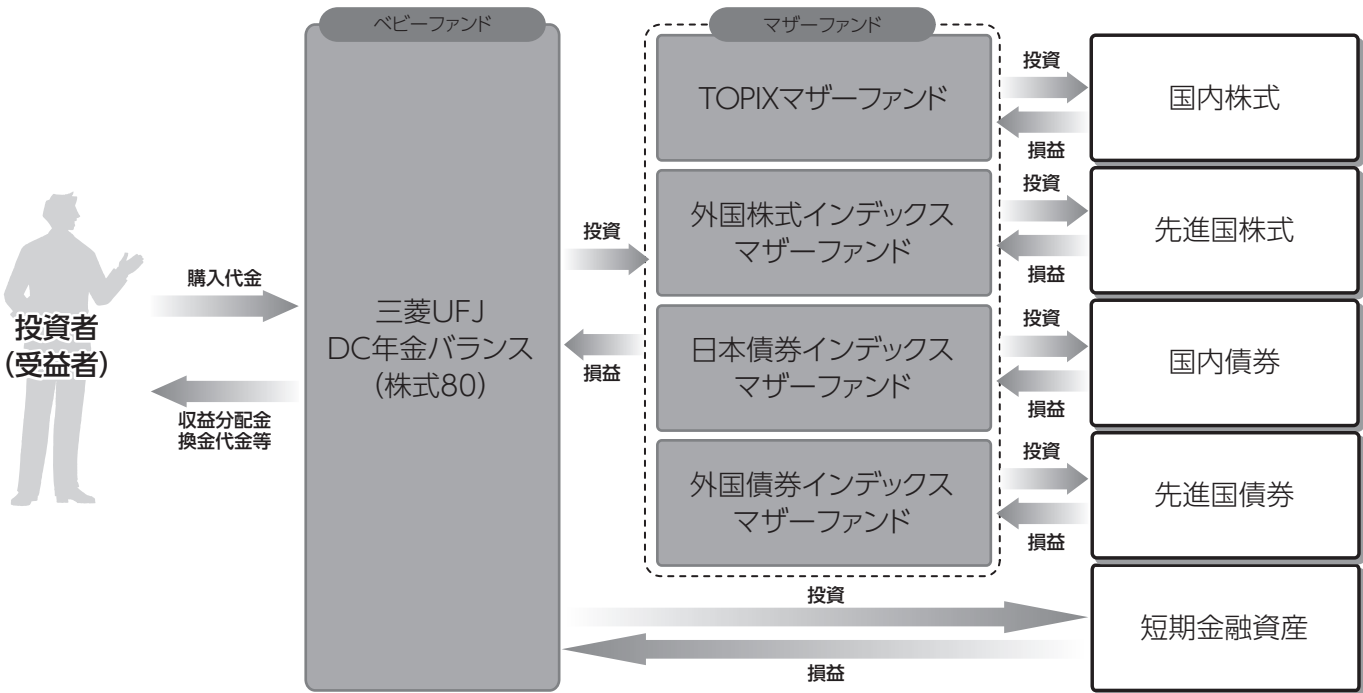
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



### ■ 主な投資制限

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 株式への投資      | 株式への実質投資割合に制限を設けません。                   |
| 同一銘柄の株式への投資 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 外貨建資産への投資   | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。                 |
| デリバティブへの投資  | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。                |

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



## 指数について

・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) (以下「TOPIX」といいます。 )とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。 )の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。

当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス (除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

### 為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

### 信用リスク

有価証券等の発行企業等の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。



## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

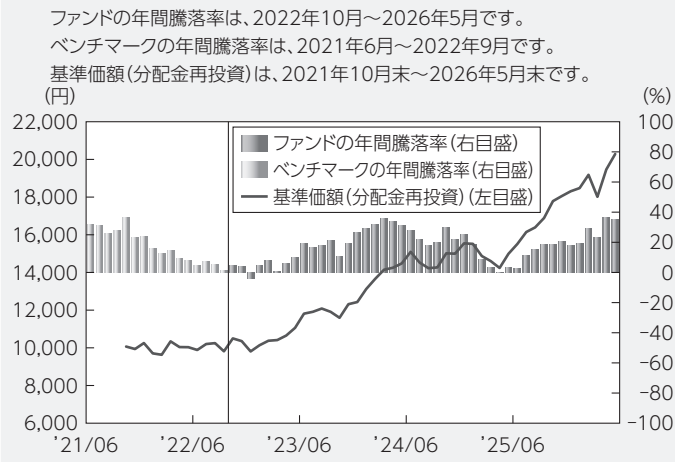
## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

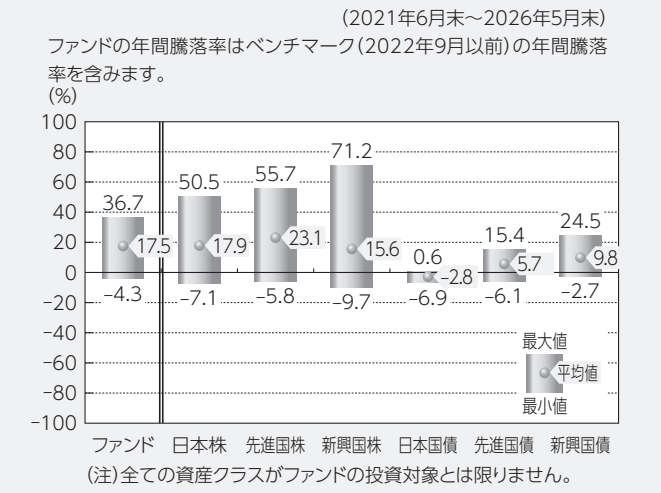
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                       |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。





# 運用実績

2026年5月29日現在

## 基準価額・純資産の推移 2021年10月20日(設定日)～2026年5月29日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## 基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 20,286円 |
| 純資産総額 | 31.0億円  |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## 分配の推移

|         |    |
|---------|----|
| 2026年5月 | 0円 |
| 2025年5月 | 0円 |
| 2024年5月 | 0円 |
| 2023年5月 | 0円 |
| 2022年5月 | 0円 |
| 設定来累計   | 0円 |

●分配金は1万口当たり、税引前

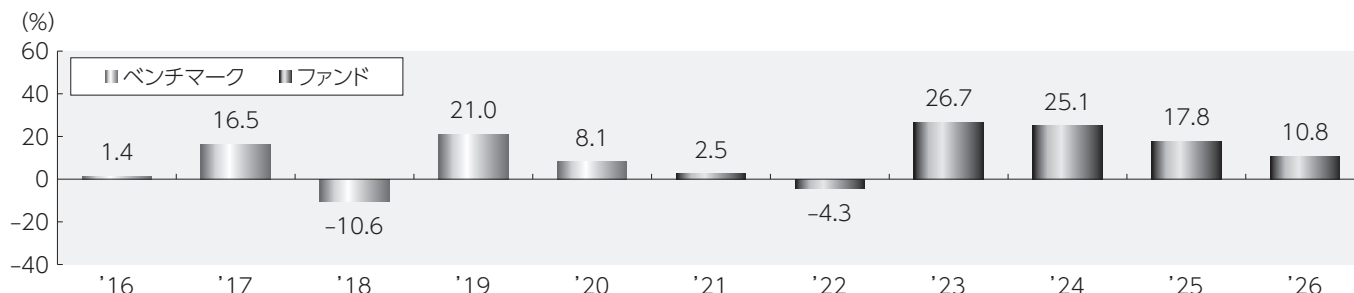
## 主要な資産の状況

| 資産別構成              | 比率     | 組入上位通貨       | 比率    | 組入上位銘柄              | 種類 | 業種／種別              | 国・地域 | 比率   |
|--------------------|--------|--------------|-------|---------------------|----|--------------------|------|------|
| 国内株式               | 25.1%  | 1 アメリカドル     | 49.3% | NVIDIA CORP         | 株式 | 半導体・半導体製造装置        | アメリカ | 3.3% |
| 国内債券               | 1.9%   | 2 円          | 30.2% | APPLE INC           | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | アメリカ | 2.9% |
| 外国株式               | 54.0%  | 3 ユーロ        | 9.1%  | MICROSOFT CORP      | 株式 | ソフトウェア・サービス        | アメリカ | 1.9% |
| 外国債券               | 14.2%  | 4 イギリスポンド    | 2.8%  | AMAZON.COM INC      | 株式 | 一般消費財・サービス流通・小売り   | アメリカ | 1.7% |
|                    |        | 5 カナダドル      | 2.3%  | ALPHABET INC-CL A   | 株式 | メディア・娯楽            | アメリカ | 1.4% |
|                    |        | 6 中国元        | 1.8%  | 0.875 T-NOTE 301115 | 債券 | 国債                 | アメリカ | 0.1% |
|                    |        | 7 スイスフラン     | 1.3%  | 1.25 T-NOTE 310815  | 債券 | 国債                 | アメリカ | 0.1% |
|                    |        | 8 オーストラリアドル  | 1.1%  | 1.625 T-NOTE 310515 | 債券 | 国債                 | アメリカ | 0.1% |
| コールローン他<br>(負債控除後) | 4.8%   | 9 スウェーデンクローネ | 0.5%  | 0.625 T-NOTE 300815 | 債券 | 国債                 | アメリカ | 0.1% |
| 合計                 | 100.0% | 10 デンマーククローネ | 0.3%  | 4.125 T-NOTE 321115 | 債券 | 国債                 | アメリカ | 0.1% |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 1.6% |
| 債券先物取引 (買建)   | 0.0% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2021年は10月20日(設定日)から年末までの、2026年は年初から5月29日までの収益率を表示
- 2020年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



#

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)               | 日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1540%(税抜 年率0.1400%)</u> をかけた額                                                                                                                                                                                                                |                                         |
|                                | 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)                                                                                                                                                                                                                   |                                         |
|                                | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。                                                                                                                                                                                                                                |                                         |
|                                | 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。                                                                                                                                                                                                                                             |                                         |
|                                | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                               | 配分(税抜)                                  |
|                                | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.06%                                   |
|                                | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.06%                                   |
|                                | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.02%                                   |
|                                | 対価として提供する役務の内容                                                                                                                                                                                                                                                    |                                         |
|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   | 交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等       |
|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                   | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等         |
| ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |
| その他の費用・手数料                     | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。<br>・監査法人に支払われるファンドの監査費用<br>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料<br>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用<br>・外国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額<br>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |                                         |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2026年5月末現在のものです。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年5月21日～2026年5月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 0.16%     | 0.15%      | 0.01%     |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



目論見書を読み解くガイド

[https://www.am.mufg.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)